

令和3年第9回田野畑村議会定例会会議録（第2号）

招集年月日	令和3年11月24日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和3年12月10日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和3年12月13日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	中村芳正	出	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	欠
5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出	
会議録署名議員	2	工藤求		3	上村浩司	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	佐々木靖		教育長	相模貞一	
	総務課長	工藤光幸		教育次長	平坂聡	
	政策推進課長	佐々木修		教育委員会事務局 主査	工藤真樹	
	生活環境課長 健康福祉課長 診療所事務長	工藤隆彦				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	産業振興課長	佐藤智佳				
	総務課主幹	大森泉		総務課主任主査	菊地正次	
	会計管理者 総務課主幹	佐藤和子		総務課主任主査	大澤健	
	産業振興課主幹	早野和彦		政策推進課 主任主査	畑山讓	
				政策推進課 主任主査	佐々木賢司	
				政策推進課 主任主査	角館尚	
				生活環境課 主任主査	横山順一	
				健康福祉課 主任主査	佐々木和也	
			地域整備課 主任主査	工藤光昭		
			地域整備課 主任主査	佐藤太		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年第9回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和3年12月13日（月曜日） 午前10時00分開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 岩手県沿岸知的障害児施設組合同約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第5号 村道明戸北山線道路災害復旧（1災158号・160号・414号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第6号 村道明戸北山線道路災害復旧（1災309号・600号・601号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第7号 村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第8号 準用河川島の沢川河川改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第9 議案第9号 平井賀漁港羅賀地区施設機能強化（北防波堤）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第13号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 令和3年度田野畑村下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第15号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査の件（令和元年台風19号災害復興特別委員会）

追加日程第2 委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）

追加日程第3 議員派遣について

閉 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は9人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット4ページを御覧ください。議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてをご説明いたします。

令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、別紙を御覧ください。規約、別表第1及び第2の改正案のとおり、総合事務組合を組織する団体から陸前高田市及び大船渡市営林組合を削除するものでございます。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同約において、所要の整備を行おうとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、議案第2号 岩手県沿岸知的障害児施設組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 タブレット6ページを御覧ください。議案第2号 岩手県沿岸知的障害児施設組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについてご説明いたします。

岩手県沿岸知的障害児施設組合同規約の一部を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別紙を御覧ください。分担金ですが、令和4年度から若竹会の施設が運用開始となり、組合としての利用者はなくなることから、利用者割をなくし、均等割、人口割に変更するものです。令和4年度は、解体や事務処理が行われるため、均等割と人口割を残すものです。そして、15条では解散後の事務処理は宮古市が承継するということが規定されております。

前のページにお戻りください。提案理由ですが、岩手県沿岸知的障害児施設組合の分担金の分賦の割合及び事務の承継等に関し、同組合同規約の一部を変更するものです。ご審議のほどよろしく願います。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 岩手県沿岸知的障害児施設組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、議案第3号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を
求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 タブレット8ページを御覧ください。議案第3号 岩手県沿岸知的
障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散することに関し、地方自治法
第288条及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散しようとす
るものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについてを原案の
とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、議案第4号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処
分に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 タブレット9ページを御覧ください。議案第4号 岩手県沿岸知的
障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについてご説明いたします。

岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴い同組合が所有する財産を別紙のとおり処分するこ
とに関し、地方自治法第289条及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでござい

ます。

別紙を御覧ください。土地は、下記のとおり宮古市へ無償譲渡する。2の建物、次の建物は取壊しをする。動産については原則廃棄とし、売却可能な動産については入札に付す。それぞれが規定されております。

議案のほうにお戻りください。提案理由ですが、岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分を行おうとするものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 組合の清算に係る剰余金または不足金ですが、これはどのような見通しになっておりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 解体については基金を活用してということで、今まで使っていた基金ありますけれども、あとは残った分担金とかの清算についてですが、これは退職手当負担金の分配ということで、各市町村にそれぞれの実績の割合で分配することになっております。これは、金額をほかの要素のままやるということではなくて、その他に組合の積立金の扱いが組合から市町村へ振り分けられるもので、市町村の歳入としてはなりませんけれども、そういった組合の分担金で各市町村に振り分けられるということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 そうしますと、市町村に新たな負担金が生じないという解釈でよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 そのとおり負担金、今後はかからないということになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第5号 村道明戸北山線道路災害復旧（1災158号・160号・414号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第5号、タブレットで12ページ、説明資料ですと1から4ページになってございます。村道明戸北山線道路災害復旧（1災158号・160号・414号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年10月15日に議会の議決を経た村道明戸北山線道路災害復旧（1災158号・160号・414号）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、村道明戸北山線道路災害復旧（1災158号・160号・414号）工事。

2、工事場所、田野畑村明戸その1ほか地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、5,940万円、変更後4,936万8,000円、1,003万2,000円の減額となっております。

議案第5号の説明資料としての図面及び写真の4枚セットになっておりますので、御覧願います。資料4枚中の1枚目の図面、写真でございます。158号の村道明戸北山線明戸その1工事ですけれども、復旧延長として12メートル、これは明戸から北山方面に行く村道となっております。

着工前及び完成の状況の写真を御覧ください。終点で120Cプラス2から起点側方向を見ている着工前の写真です。右側の路肩が大きく崩落している状況写真です。赤色をつけている部分に大型ブロック積み工、防護柵工、舗装を施工するもので、下の写真が完成状況の写真となっております。158号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は12メートル、この道路幅員は5から5.4メートル、大型ブロック積み工で42平米となっております。

次に、4枚中2枚目の図面、写真を御覧ください。160号の明戸北山線明戸その3工事ですけれども、復旧延長として11メートル、先ほど説明した158号から見て明戸寄りの位置になります。

着工前と施工状況の写真を御覧ください。道路の沢側の路肩が大きく決壊している写真で、道路の反対側から見ている全景の写真となります。展開図のように見えますけれども、左側に重力式擁壁、右側に根継工を施工するものです。下の写真が施工状況の写真で、今後防護柵を設置されていくという状況になります。この160号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は11メ

ーター、この区間の幅員とすれば5.1から5.2メートル、重力式擁壁工が70立米、アスファルト舗装工36平米、防護柵工9メートルとなっております。

次に、4枚中の3枚目と4枚目の図面、写真を御覧ください。414号の明戸北山線の明戸その2工事ですけれども、復旧延長が1工区13.5メートル、2工区で26メートル、合計で39.5メートルとなります。

着工前及び完成状況の写真を御覧ください。1工区で道路斜面が大きく崩落している全景の写真です。現場吹きつけのり砕工での復旧となります。下の写真が完成状況の写真となります。

次のページを御覧ください。2工区は、道路本体が大きく決壊している状況の全景写真であります。補強土壁工、舗装工の復旧となります。下の写真が完成状況の写真となります。この414号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は39.5メートル、この区間の幅員は4.3から7.5メートル、現場吹きつけのり砕工で178平米、補強土壁工で24メートルとなっております。

主な減額の工事内容について説明します。414号工事の2工区においてですけれども、現地精査においての補強土壁工の面積の現行、そして仮設工として工事用道路について、当初計画では道路斜面上に大型土のうを設置して、盛土による斜路を設ける計画としておりましたけれども、斜面にある立ち木処理等の交渉に不測の時間を要することになりまして、請負業者と協議した結果、村道を掘り下げる工法とすることにより工事用道路の数量を減工し、減額とするものであります。

以上が158号、160号、414号の3か所の道路災害復旧工事の主な概要となります。

完成工期は、令和4年3月25日を予定しております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

理由でございますが、村道明戸北山線道路災害復旧（1災158号・160号・414号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 実は、変更理由の中で出てきて、最初は土のう491袋の予定がゼロになったということなのですけれども、先ほどの説明の中にあつたように、土のうを積み上げるよりは立ち木とかそういうのを取り払って別の道を造ってやったほうがいい、工事が進むからということでこの土のうはなくなったということなのではないでしょうか。すみません、よく理由のところがちよつと分からなかったもので、もう一度説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 説明のほう、ちょっと早口で言いましたが、当初はそのこの工事をするに当たって、414号その2という工事なのですけれども、そのこのところの工事に当たっては

現道を生かしながら、道路の斜面側のほうに仮設道路を設けるということで、そこには大型土のう、そして大型土のうを設置すれば、その背後には盛土をするという工法を当初は計画しておりました。ですが、その斜面上に立ち木等々ありまして、そこら辺の協議にも時間を要しながらかかってきたので、そしてその前後には災害がそのとおりありますので、現道を利用してきたというのはそのような理由で、斜路を斜面に設けようとしたのですが、どうしてもそこに時間もかかってきて、その前後の工事は当然段取りをよくして、順番を終わらせていただく。そういう中であっても、どうしてもその斜面に時間を要するので、現道のほう、その区間のみは下げたというふうな事情でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 分かりました。では、判断をして下げたから、大きく工事のほうの工区とかそういうのには影響はしていないというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 そのとおりの理解でよろしいです。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ということは、完成予定が令和4年3月25日のようですけれども、大きな自然災害等何もなくて、今のように順調に工事が進んでいけば、この工期内にここは完成するであろうということでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 そのとおりでよろしいです。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 村道明戸北山線道路災害復旧（1災158号・160号・414号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第6号 村道明戸北山線道路災害復旧（1災309号・600号・601号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第6号、タブレットで13ページ、説明資料ですと5から7ページとなっております。村道明戸北山線道路災害復旧（1災309号・600号・601号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年8月11日に議会の議決を経た村道明戸北山線道路災害復旧（1災309号・600号・601号）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、村道明戸北山線道路災害復旧（1災309号・600号・601号）工事。

2、工事場所、田野畑村明戸その6ほか地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、1億890万円、変更後1億434万6,000円、455万4,000円の減額となっております。

議案第6号の説明資料としての図面及び写真の3枚セットとなっております。御覧願います。資料の3枚中の1枚目の図面を御覧ください。図面、写真を御覧ください。309号の明戸北山線明戸その6工事ですけれども、復旧延長として34メートルです。着工前、施工状況の写真ですけれども、23Cプラス13から起点方向を見ている着工前の写真ですけれども、左側ののり面が大きく崩落して道路を塞いでいる状況の写真です。下の写真が重力式の待ち受け擁壁の施工状況の写真となっております。この309号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は34メートル、この幅員とすれば5から7.3メートル、重力式待ち受け擁壁で30立米、コンクリートブロック積み工が13平米、吐口工9.6立米となっております。

次に、資料の3枚中の2枚目の図面を御覧ください。600号の村道明戸北山線明戸その4工事ですが、復旧延長とすれば134メートルです。平面図に被災箇所、番号で①から⑦までの表示となっております。復旧7か所のうち、主な工事箇所を抜粋して、着工前の被災状況写真、施工状況の写真について説明いたします。右側のほうの①の箇所ですけれども、49Cプラス3からの起点方向を見ている着工前の写真です。山側からの水、路面水により道路本体が決壊している状況の写真で、大型ブロック積み工を施工するものです。下の写真は、大型ブロック積み工を施工し、完成し、防護柵設置が残っている施工状況の写真となります。

次に、左側の②箇所ですけれども、着工前の全景の写真で、山側からの斜面が崩落し、大量の土砂が道路を塞いでいる状況の写真です。重力式待ち受け擁壁工を施工するものです。下の写真が完成に近づいている施工状況の写真となります。この600号の主な復旧工事概要ですけれども、

復旧延長は134メートル、この区間の幅員で3.8から8.3メートル、大型ブロック積み工が321平米、コンクリートブロック積み工で30平米、重力式待ち受け擁壁が142立米、アスファルト舗装265平米となっております。

次、3枚目の図面、写真を御覧ください。601号の村道明戸北山線明戸その5工事です。復旧延長として65メートルです。着工前及び施工の状況の写真を御覧ください。山からの大量の水、路面水により道路本体が大きく決壊している状況の着工前の全景の写真です。大型の直積みブロック工を施工するものです。下の写真が基礎工を施工している状況の写真となります。601号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は65メートル、この区間の幅員は4.7から7.8メートル、大型直積みブロック積み工で15.2メートル、コンクリートブロック積み工が28平米となっております。

主な減額の工事内容について説明いたします。600号工事において、現地精査の結果によりまして大型ブロック積み工の数量を減工し、減額とするものであります。

以上が309号、600号、601号、3か所の道路災害復旧工事の主な概要となります。

完成工期は、令和4年3月25日を予定しております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

理由でございますが、村道明戸北山線道路災害復旧（1災309号・600号・601号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 村道明戸北山線道路災害復旧（1災309号・600号・601号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第7号 村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第7号、タブレットで14ページ、説明資料ですと8から12ページとなっております。村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年9月14日に議会の議決を経た村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます

1、工事名、村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事。

2、工事場所、田野畑村真木沢その1ほか地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、2億5,520万円、変更後2億6,579万9,600円、1,059万9,600円の増額となっております。

議案第7号の説明資料として図面2枚、補足資料として3枚の写真資料となっております。407号工事の村道切牛真木沢線ほかですが、復旧箇所は21か所、全体復旧延長は1,302メートルです。この路線は、切牛集落から真木沢集落に向かう村道となります。また、408号工事の村道真木沢港線ですが、復旧箇所が2か所、全体の復旧延長は186メートルです。真木沢浜に行く村道となっております。この路線の災害の大きな特徴は、道路本体が斜面、沢からの水及び路面水によって流され、道路が抜け落ちている箇所あるいは長大斜面の崩落等、本線一帯が大きな被害を受けている2路線となっております。

それでは、全体の復旧箇所の23か所のうち、主な工事箇所を抜粋しておりますので、着工前、被災状況の写真、施工状況、完成している状況の写真についてご説明します。3枚目の補足資料の写真を御覧ください。村道切牛真木沢線の2工区となりますが、左側の写真を御覧ください。上が着工前の被災状況の写真です。道路本体が大きく崩落している被災状況の写真となります。大型ブロック積み工の復旧となります。下の写真が完成後の写真です。

次に、4工区となります。右側の写真です。右が着工前の被災状況の写真で、道路斜面が大きく崩落し、道路を塞いでいる状況となります。吹きつけのり砕工、植生基材吹きつけをすることにより地山を安定させる工法となります。下の写真が完成状況の写真です。

次に、次のページ、11工区となりますが、左右の写真を御覧ください。左側ですけれども、上が着工前の被災状況の写真で、斜面及び沢からの水により路面に水が流れ出し、道路本体が大きく流され、道路がなくなっている状況の被災状況の写真です。大型ブロック積み工を施工し、背後を盛土し、道路本体を仕上げます。下の写真が完成後の写真となります。右隣も同様の写真ですけれども、同じ11工区の道路本線上から見ている本体が抜け落ちている写真、着工前と完成後

の状況写真となります。

次に、20工区の写真を御覧ください。左側となります。この工区は、先ほど説明した2工区の大型ブロック積み工が完成したすぐ直下の斜面で、道路斜面が大きくえぐられ、崩落している状況の写真です。斜面ののり長は110メートルほどとなります。復旧工法とすれば崩積土を除去し、その斜面には植生基材の吹きつけ工を施工するものです。下の写真が施工状況の写真で、上のほうに茶色く見える部分はその植生基材を吹きつけている施工状況の写真となります。

次に、村道真木沢港線の2工区となりますが、右側の写真です。着工前ですけれども、道路護岸の背後で盛土が流出している状況の写真です。復旧工法とすれば、コンクリートブロック積み工を施工して、盛土を、本体を仕上げるといいます。下の写真が道路本体を仕上げている状況となります。

この407号、21か所の主な復旧工事概要ですけれども、全体の復旧延長は1,302メートル、この区間の幅員は4から7メートル、コンクリートブロック積み工の198平米、現場打ち擁壁工254立米、現場吹きつけのり枠工が67平米、落石防止網工が720平米となります。また、408号、2か所の主な復旧工事概要ですけれども、全体の復旧延長は186メートル、この区間の幅員は3.7から5.5メートル、コンクリート舗装工で308平米、コンクリートブロック積み工が163平米、路盤工141平米、防護柵工46メートルとなっております。

次に、主な増額の工事内容についてご説明します。戻っていただきまして、議案第7号資料の2枚中の2枚目の黄色着色の当初設計図面を御覧ください。これは、本線道路上にある大型ブロック積み工は生きているわけですが、右側のほうの白くなっている、色は着色していないのですけれども、このブロック積み工は生きているのですけれども、その下の根元の基礎部分が大きく洗掘し、崩落している状況となります。当初設計では、崩落した箇所の推定岩盤線を床掘りしまして、直接基礎を設け、安定させるために下のほうに置き換えコンクリートを施工すると、その上にもたれ式擁壁工を施工し、その背後に盛土をし、のり面上にはのり枠工を施工して、同一帯を安定させるという工法になっております。この推定岩盤線においてそれを確認できなかったことから、再度現場調査を行っております。その結果、つぼ掘りなどをして深い位置に岩盤があることを確認したということで、2枚中1枚目の変更設計図面を御覧ください。この赤の部分の設計図面が詳細設計となります。この深い岩盤層の位置まで置き換えコンクリートを打設して、もたれ式擁壁工、のり枠ブロック工、盛土などを施工しまして、道路の本体の安定を図るというものであります。このことにより、置き換えコンクリートの数量の増工、もたれ式擁壁工の数量の増工、道路土工などの数量の増工により金額を増額するものであります。

以上が407号、408号の2か所の道路災害復旧工事の全体の概要となります。

完成工期は、令和4年3月25日を予定しております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社、代表

取締役、佐藤治。

理由でございますが、村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第8号 準用河川島の沢川河川改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第8号、タブレットで15ページ、説明資料ですと13から16ページとなっております。準用河川島の沢川河川改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和3年1月28日に議会の議決を経た準用河川島の沢川河川改修工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、準用河川島の沢川河川改修工事。

2、工事場所、田野畑村島越地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、1億450万円、変更後1億1,895万7,300円、1,445万7,300円の増額となっております。

議案第8号の説明資料として、4枚の資料となっております。御覧願います。島の沢川の河川改修工事についてですけれども、現況流下能力は10年に1度程度の確率で発生する洪水の規模、10分の1確率相当、40立米/秒で計画されている河川となっております。今回、台風19号においては30分の1確率相当、60立米/秒の流量が流れました。現況の流量に対して1.5倍の流量が流

れたこととなります。このことから、護岸整備や河道掘削等一連の区間において河川計画規模を30分の1計画確率相当の断面に見直し、実施したいものであります。

島の沢川河川改修事業の計画概要について説明します。資料の4枚中の1枚目の図面を御覧ください。位置図です。上中央の島の沢集落ですが、今回河川改修区間の位置となります。右側下流のほうは島の沢水門、左側上流に三鉄、その前後を稼働埋塞土除去等を災害復旧で実施しました。さらに、その上流に治山の堰堤があります。このような全体の位置関係になってございます。

次に、2枚目のポンチ絵を御覧ください。河川改修工事の主な工事概要についてご説明します。全体の島の沢川河川改修区間は、上流側から下流側の、下流の橋台一体型の土木で施工していただきました門型カルバートまでの、この赤着色の区間で護岸を一体的に整備し、河川断面は三面張りとし、河川の流れをスムーズにします。また、安全対策として転落防止柵を設置します。追加工事も含め、全体延長は209.2メートルとなります。図面中央にある緑色のボックスカルバートは、今回河川計画規模を見直したことから撤去します。その上流にある緑着色の個人橋梁においてもボックスカルバートと同様に撤去します。そのボックスカルバートと橋梁の間の緑着色の通路は、個人の橋梁が撤去されることに伴い、機能保証として河川護岸兼用通路として整備します。護岸整備に伴う上流、左側のほうですけれども、黄色、緑着色の赤ハッチについては、その背後地は盛土をします。その上流側に行く河川管理用道路は護岸と一体的に整備していきます。下流側の県道の橋台一体型、門型カルバート、紫のところですが、緑着色が付け替え道路として取りつきます。これは、ボックスカルバートの撤去に伴って県道と接続する付け替え道路となります。

主な増額の工事内容についてご説明します。資料の左側の写真を御覧ください。これは、令和3年、今年度ですけれども、11月9日から10日の低気圧によりまして、24時間雨量で100ミリ、時間最大雨量で25ミリの雨量を観測しました。その結果、本計画の上流側の右岸側にあるかご枠工が被災を受けました。道路天端から段差がつき、かご枠が波打っている被災状況の写真となります。本事業は、まだ施工途中の段階にありましたので、今回被災箇所を本工事に追加して実施しようとするものであります。追加工事延長として30メートルのブロック積み工の数量を増工し、増額とするものであります。

資料3枚目は、河川改修事業のイメージ写真と現在の施工状況の写真であります。左側にボックスカルバート撤去後の上流側からと下流側から見ている写真であります。護岸及び河床の整備状況の写真となっております。

資料4枚目は、実施設計の平面図、そして標準断面図となっております。

以上が準用河川島の沢川河川改修工事の主な工事の概要となります。

完成工期は、令和4年3月25日を予定しております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取

締役、熊谷朋之。

理由でございますが、準用河川島の沢川河川改修工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 説明のあった写真のところ、雨がいっぱい降ってとかという説明があったのですけれども、これを追加することによって、同じような雨量等々がまたこれから出てきたら、ある程度同じようなことはないように防げるようになるということなのではないでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 河川改修の計画をしていた計画の区間の上流側のことになるのですけれども、これは災害復旧でその当時にかご枠を整備したというものが上流側にあります。その上流側の部分が今回被災したということになるのですけれども、かご枠でどうしても今回の100ミリちょっとぐらいのところ被災を受けた、その原因においては、そこに集中してきたのだらうと思っているのですけれども、それを今回コンクリート構造物のブロックでそのまま継続的に延長していきたいということで、その当時は災害復旧としてやった工法なのですけれども、それが今回被災を受けましたので、それ以上のもので今回施工したいというふうな考え方になります。

それで、それ以上のことがということになれば、またちょっと分かりませんが、コンクリートで固めて丈夫なものに今回復旧するというふうな内容になります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 また、工期が4年3月25日ということで、やっぱり予期せぬことが起きて、思わぬということがあって、近隣の住民の方々には本当に雨が降るたび、ちょっとまたかなと思っただけで心配になったりすると思うので、ここの工事、すごく完成すること、早期完成を望んでいると思うのですけれども、まず前も聞きましたけれども、順調にこのまま進んでいけば、工期はきちんと守られて完成する予定であるということによろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 島の沢地区の住民の方々には、利用者も含めて説明はしています。今後においては、自然災害というか、雨は恐らく降らなくなるだろうという、雪のほうになるわけですが、そういうことだと思っているのですけれども、万が一にもまた大きな雨なんか降れば、施工途中の中で河床の三面張りという、河床をコンクリートで固めていくので、そういう事態になれば少し大変なことになるかもしれませんが、いずれ今年度中の3月25日で完成するというので進めております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 準用河川島の沢川河川改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

15分間をめぐりに休憩いたします。

休憩 (午前10時45分)

再開 (午前11時02分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第9号 平井賀漁港羅賀地区施設機能強化(北防波堤)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第9号、タブレットで16ページ、説明資料ですと17から19ページとなっております。平井賀漁港羅賀地区施設機能強化(北防波堤)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和3年2月15日に議会の議決を経た平井賀漁港羅賀地区施設機能強化(北防波堤)工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、平井賀漁港羅賀地区施設機能強化(北防波堤)工事。

2、工事場所、田野畑村平井賀地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、6,259万円、変更後7,510万6,900円、1,251万6,900円の増額となっております。

議案第9号の資料の3枚中の1枚目の図面を御覧ください。初めに、平井賀漁港羅賀地区施設機能強化（北防波堤）工事の全体の事業概要について説明します。平井賀地区は、昭和34年の第2次漁港整備長期計画から整備が進められ、平成6年度には現在の羅賀地区と合併し、平井賀漁港として2地区に整備が進められてきました。現在、平井賀地区は沿岸漁協、海面養殖業の根拠港、羅賀地区は磯漁業を中心とした観光面の役割を担っております。今後においても、地域の基幹産業である水産業を支援するため、漁業産業の効率化、担い手支援等の観点から基盤整備が求められております。

次に、2枚目の北防波堤施設の全景の写真を御覧ください。赤色表示が今回議案の令和2年度繰越し分、そして緑色が令和3年度分、黒が令和4年度以降というふうなことになります。主な工事の概要について説明します。北防波堤の水中コンクリートの施工延長として9メートル、水中コンクリートが701立米、上部コンクリートの施工延長として4.5メートル、上部コンクリートが180立米、消波ブロックの撤去据付けで83個となっております。

3枚目が、次の図面になりますけれども、平面図、縦断図、標準断面図となります。この写真は、縦断図の図面と一致している状況となりますので、御覧願います。主な増額の工事内容について説明します。現地精査とともに執行残を含む機能強化の事業費見合いに合わせ、北防波堤の水中コンクリートの施工延長2メートル増工の結果、水中コンクリート、水中コンクリート型枠の数量を増工し、増額とするものです。繰越し工事である機能強化事業の北防波堤の完成を図るものであります。

完成工期は、令和4年2月28日を予定しております。

4、受注者、住所、岩手県大船渡市盛町字田中島27番地1、氏名、株式会社佐賀組、代表取締役、中村淳一。

理由でございますが、平井賀漁港羅賀地区施設機能強化（北防波堤）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 平井賀漁港羅賀地区施設機能強化（北防波堤）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 タブレット17ページを御覧ください。議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

条例案概要1ページを御覧ください。第1、改正趣旨ですが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとする事。

第2、条例案内容ですけれども、この健康保険法施行令の出産一時金支給額について、40万4,000円から40万8,000円に改めることです。

議案にお戻りください。健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第11、議案第11号 田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 タブレット19ページを御覧ください。議案第11号 田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてご説

明いたします。

田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要2ページを御覧ください。第1、改正趣旨、医療機関等においてオンライン資格確認（個人番号カードにICチップまたは被保険者証に記号、番号等によりオンラインで医療保険の被保険者資格を確認すること）の導入が本格化することに伴い、資格確認方法が変更となることから、所要の改正をしようとするものです。

第2、改正内容ですが、(1)、「保険証」についての記載を削除すること。(2)、「保険証を提示する」との規定を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者であることの確認を受ける」に改めることとなっております。

議案にお戻りください。提案理由ですが、医療機関等においてオンライン資格確認の導入が本格化することに伴い、資格確認方法が変更となることから、所要の改正をしようとするものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 すみません、アナログ人間でよく分からないのですけれども、オンラインとかというのとか、個人番号カードを使ってというのがあるのですけれども、改正内容の中で電子資格確認等とあるのですけれども、この電子資格確認というのは、今の段階では本村の場合はどんなものが考えられるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 これは、全国的なところでマイナンバーカードを持っていくと保険証に代わるというのをやっている病院が少しずつ出てきていまして、それを出すとその内容が確認できるということになります。

ただ、おっしゃるとおり、本村ではまだ医療機関はというか、診療所ではまだ対応しておりませんが、この医療費助成を受けるに当たって、そういった設備があるところでは県内どこでも受けられますから、そのときにそういう病院があれば、そこでマイナンバーカードを持っていけば、それで資格確認が足りるということになります。ただ、公表されているものではなく、ちょっと聞いた話なのですけれども、県内でもまだ0.2%ぐらいの医療機関でなければ、それがまだないということなので、これから本格化されるということと、それを使えるようにしておかなければならないということでの改正になりますので、ご了承願います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 では、それに備え、だんだんそっちの方向に行くからということで、それに備えての条例改正なのですけれども、ということは病院とかそういうので手続が整っていないと

どうか、できないところは、今までのような感じで行われるということですか、手続等々は。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 そのとおりで、使えるものが拡大されるということになりますので、現状は現状のままということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第11号 田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第12、議案第12号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレットの21ページを御覧ください。議案第12号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,292万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,616万6,000円とするものでございます。

タブレットの26ページ、予算書の4ページを御覧ください。第2表、債務負担行為ですが、令和4年度で予定している業務委託のうち、長期継続契約の締結を予定している次の事業について年度当初から円滑に事業の開始を図るため、事前に契約事務等手続を行うことについて、令和4年度を期間として計上するものでございます。内訳といたしましては、田野畑村総合バス運行管理業務委託料4,455万4,000円、田野畑村役場公用車運転及び車両管理業務委託料479万1,000円、田野畑村立学校給食センター調理及び配送等労務委託料1,716万6,000円計上しております。

次のページを御覧ください。第3表、地方債の補正でございしますが、変更として社会資本整備

総合交付金事業、村道沼袋三沢線分として、補正前1,890万円から110万円増額し2,000万円に、同じく村道十文字線について、補正前2,300万円から90万円減額して2,210万円とする内容でございます。

タブレット33ページ、予算書8ページを御覧ください。歳入のうち主なものについてご説明いたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節衛生費国庫負担金ですが、新型コロナウイルスワクチン予防接種対策事業に係る負担金として325万6,000円追加計上しております。同じく2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金ですが、子ども・子育て支援事業費補助金につきまして、18歳以下の子育て世帯に現金等を交付する子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金並びに給付金事務費補助金として、合わせて4,410万7,000円を追加計上しております。同じく3項衛生費国庫補助金、1節衛生費補助金ですが、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備に係る感染症予防事業費国庫補助金、風疹予防のための予防接種緊急対策事業補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る人員体制確保事業補助金として、合わせて309万1,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金ですが、独居高齢者非課税世帯等に5,000円を交付する新型コロナ感染症対応生活困窮者冬季特別対策事業費補助金、いわゆるこれまでの福祉灯油分として45万円追加計上しております。

18款繰入金、1項基金繰入金、10目庁舎及び公共施設整備基金繰入金、1節庁舎及び公共施設整備基金繰入金ですが、庁舎及び公共施設整備基金繰入金として794万9,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金として2億8,113万9,000円追加計上しております。

タブレット36ページ、予算書11ページを御覧ください。歳出ですが、主なものについてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、22節償還金利子及び割引料ですが、東日本大震災復興交付金返還金として2億5,692万9,000円計上しております。

タブレット38ページ、予算書13ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、14節工事請負費ですが、保健センター、診療所等の排水管改修のための保健センター等排水管改修工事として550万円計上しております。同じく19節扶助費ですが、日中一時支援のための地域生活支援給付費、自立支援や装具給付のための障害者自立支援給付費及びいわゆる福祉灯油相当となる新型コロナ感染症対応生活困窮者冬季特別対策給付費等として1,066万8,000円を追加計上しております。同じく27節繰出金ですが、事務費、総合保健施設に係る国民健康保険特別会計事業勘定繰出金として150万2,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。同じく2項児童福祉費、2目児童措置費、18節負担金補助及び交

付金ですが、18歳以下の方がいる世帯に支給する子育て世帯臨時特別給付金として4,170万円計上しております。

次のページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料ですが、新型コロナウイルス予防接種の診療所を含む医療機関への委託料等として549万2,000円追加計上しております。同じく3目診療所費、27節繰出金ですが、医科診療所に係る国民健康保険特別会計直営診療施設勘定繰出金について、1,241万4,000円減額計上しております。

タブレット43ページ、予算書18ページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料ですが、道路除排雪等業務委託料として2,000万円追加計上、同じく14節工事請負費ですが、道路補修工事費を500万円減額計上しております。

タブレット48ページ、予算書23ページを御覧ください。11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費、14節工事請負費ですが、補助の対象とならない公共土木施設等災害復旧工事（過年災）分として500万円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットの33ページです。予算書だと、紙だと8ページになります。国庫支出金で、歳入になって歳出のほうにも出ていますけれども、子育て世帯臨時特別給付金が18歳以下にということなのですけれども、今10万円のうち5万円を現金、5万円をクーポン券とかというふうな感じで進んでいるのですけれども、この予算はひとまず現金5万円分給付についての予算でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

この予算、報道でもあるとおり、どうするかというのは本当に今議論されているさなかで、国会でもまだ決まっておられません。ただ、プッシュ型といって事前に周知しながら、早期に給付するというものではありませんので、5万円の給付は12月27日に一応中学生以下の分は配付しようと思っております。

それで、残りの5万円のクーポンに関してですけれども、田野畑村では子供に対して入学とかのときに、例えばかばんだったり、服だったりとかというのに使いなさいというのがこの趣旨で、そういったものになると、あとの5万円をそれでやっても買うものがないという状況になってしまいます。そのため、村の内部で協議したのは、今回のせているのは10万円分の予算になります。それで、もし一括給付が可能という話が出れば、10万円、年内に給付したいなどは考えておりますし、万が一クーポンでなければ駄目だということであれば、年内は5万円にして、その後の5万円についてはクーポンなのか、現金なのかというところが確定し次第考えていきたいなと思って

いますが、とにかく急いでやるのであれば、それで一括給付がいいというのであれば10万円で給付したいという思いで予算計上しております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 分かりました。いろいろあるので、ほかのほうでも市町村で希望するのであれば10万円でもいいのではないのかなというので、昨日の段階で75自治体くらいはもうするというふうに出しているというような感じがあったりもしたのですけれども、決まり方というか、あると思うのですけれども、とにかく27日までにというのは決め方とか指示とかもあると思うのですけれども、どうするのですか。ひとまずはっきり決まらなかったら、まずは5万円給付ということなのでしょう。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お見込みのとおりでございます。5万円、やっぱり村としては財源が措置されないものというのはちょっと悩むところでして、5万円でなければ駄目だとなれば5万円給付して、その後の5万円、クーポンになるのか、現金でもいいとなれば、その時期でまた児童手当のほうを使って考えるとかということは検討したいと思いますが、ただ一括がいい悪いという判断が、駄目だとなったときにその半分は財源措置されないことになってしまいますので、その辺は情報を収集しながら、ただ年内というとすぐなものですから、こちらの作業もございまずので、そういったところを考えながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 どうですか、面倒くさくて。大阪市が一旦自分たちのほうのお金から出して10万円とやったら、やっぱり財源が違うから、そうした給付にはならないということになったから、仕方がないなというふうな感じで言っていましたけれども、ちょっともやもやするなという感じなのですけれども、今話し合っ、クーポンよりは現金がいいのではないのかなというふうな感じになったのですけれども、現金にもクーポンにもそれぞれいい点とか悪い点はあると思うのですけれども、改めて村長としては、村としてはどちらのほうの方がより有効的に使えるとかというふうに考えているのか、お考えをお聞かせください。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 まだ政府のほうで方針が決まっていないということですが、村としてはできるだけ早くということであれば、予算的には現金10万円ということで今回提案させていただいております。政府のほうでクーポンを配るということを原則としてということですが、本村の場合はクーポン5万円を配られても使えるお店が少ないのかなというふうに考えておりました、できるだけ新学期とか子供のためにということであれば、新聞報道によると貯蓄に回るのではないかという話もございまずけれども、本村としては現金のほうがいいのではないかなということで一旦準備させていただきたいと思っておりました。その後、政府のほうでどうしてもクー

ボンでということになれば、また予算の組替え等をお願いしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 確認です。5万円になるか10万円になるかですけれども、最低でも5万円は12月27日には対象者の方々には給付になるという、入金になるというのですか、そういうふうな手続があって進んでいるということによってよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 プッシュ型でできる、こちらが事前に把握できている中学生以下の場合には27日をめどに支払いたいと考えておまして、高校生はまたちょっと制度が違うものから、申請をいただいて給付することになるので、年内は無理だと思っております。ただ、小中学生がいるところでこちらが把握できる分とか、今までやっているコロナの給付金の関係で、できる分に関してはできるだけ簡素にやりたいなと考えてはおります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 大体対象は、本村の場合は何名くらいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 417人程度を見込んでおります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 定例会でありますので、初日の一般質問に関連しての質問をさせていただきたいわけですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 はい。

○8番【中村勝明君】 9月定例会での質疑、9月の決算議会で質疑したのですが、本村の財政状況、議会のたびに私も指摘している一人なのですが、厳しい財政運営、これは誰もが共通認識だと思うのです。要は他の自治体等々の比較を見ても、本村の財政状況は健全であるか否か、厳しいことは間違いない。しかし、理論的に見ても、何から見ても、まず今の状況が健全であるかどうか、これは財政担当者、どうお考えでしょうか。総務課長がいいと思うのですが、指名はしませんが、どなたか答えていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

財政状況が健全かどうかというご質問でございますが、現時点を切り取って考えますと健全化の指標が、健全化判断比率とかというものがあって毎年算定しているのですけれども、そういった水準をほかの市町村と比べますと、それに比べて著しく悪いとかというような結果が出ているわけではございませんので、大体中位から中上位ぐらいの水準にあると考えています。なので、現時点を切り取れば健全だとまでは言えないかもしれないけれども、安定をした財政運営はしているというふうに考えています。

ただ、将来を考えたときに、再三中長期財政見通しについてもご説明を申し上げているところですが、どうしても人口減が予測される中で、歳入のほうも交付税など減っていくであろうという見込みに立ちますと、現時点ではまだ大丈夫だけれども、今後何年か後には収支が赤になるのではないかとというような、ちょっとだんだん厳しくなっていくのではないかとという予測がなされていますので、将来に対しては不安というか、懸念というかは持ちながらやっているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 非常に誰もが納得できるような答弁だと今聞いていて思いました。というのは、あまり厳しい、厳しいということを強調すると、村民はどう考えるか。厳しい財政運営を強調するのは、全く現状そのものなわけでありますから、悪いことではない。そのために村長が判断をして、広報たのはた11月号で理論展開をしているのです。ただ、あまり厳しさを強調すると、危険指標になっている役場庁舎も、これはなかなか建てるわけにはいかないしというふうな、村民はそう思うと思うのです。そこを全く事実即しながら、いずれ財政当局、そして村長と車の両輪である議会が協力をして、いつをめぐりに役場庁舎も建てるのだという見通しを財政運営の厳しさと同時に展望を持った周知徹底、これをやらないと、私も結構長く議員をやっておりますので、重大な責任がありますから、そのことを忘れてはならないと思うのです。そのために今質問しているのですが、そのことを11月号の広報を見ますと、大変だと思う村民が増えていると思うのです。そこをこれから村民に知らせる場合、工夫をしていただきたいわけですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時36分）

再開（午前11時36分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 ただいまの財政についてのお話でございますが、確かに村民懇談会、それから広報においては現状の財政について村民の方にお知らせしたということで、これまではあそこまで皆さんのほうに厳しいというような表現でお知らせしたことはなかったと思います。ただ、現実として先ほど担当がお話ししたとおり、現状は何とかできると、指標的に見ても大丈夫だということではございますが、中長期の財政見通しをお示ししたとおり、このままでいくと令和7年度には入ってくるものより出ていくのが多いというようなことになるという、いわゆる非常に危険な状態ということがあって、あえてこの間はああいうふうな形で皆さんにご説明をさせていただいたということでございます。その中で、厳しい中であっても村民生活に直結するものについては、決して削減していくとかそういう意味ではございませんで、削れるところは削って、

皆さんの生活には決して影響がない中で運営をしていきたいという意味でございます。

ご承知のとおり村内の経済状況、特に基幹でございます第一次産業のほうが非常に厳しい中であって、ああいう情報が行きますと、非常に萎縮しているものがどんどんまた気持ち的にも萎縮していくということはあろうかと思いますが、今後については皆さんへのお知らせの仕方についてもまたひとつ検討を進めながら、厳しい中にも村は大丈夫だよというようなことでお知らせはしていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 本当懇談会にも私も出席のマークはしたのですが、財政運営の厳しさを説明が上手というか、非常に分かりやすい説明だったものですから、そのまま受けるのです。私なんかは、議員も結構やっているために、そうはいっても明るさはなくはないよという思いがあって聞いているのです。そうでないと本当に大変だと思いますので、総務課長、そのとおりの答弁をしたと聞きましたので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

それで、午前中は福島原発、実は少しやりたかったのですが、それは午後に戻しまして、今日は宮古市と陸前高田でやっている均等割減免、国保の関係です。これは、実はなぜ質問したか。演壇で申し上げました。宮古市には人口割合から見ても、国保の財政調整基金は少ないのです。少なくとも別に財源を考えて、市長の判断で均等割免除をやっているのです。陸前高田は、財調の積立てが2億円以上ありまして、宮古市よりも人口は少ないのですが、余裕を持って市長が堂々と均等割免除をやっていると。ところが、私はそういう観点から、村長から、あるいはひょっとしたら厳しい財政運営でも工夫をして見通しの出るような答弁が来るかなという期待はあったのです。ところが、村長の答弁を見ますと、家でがっちり見てきたのですが、宮古市などが行っている均等割免除については、現行制度では法定外繰入れとなり、つまり村の持ち出しが出てしまふ、保険者努力支援制度での減算対象となる可能性、ここが微妙なのです、村長の答弁。可能性があることから、本村では実施していないということは、村長、担当課、減算対象になる可能性がなければやるということなのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

おっしゃるとおり、今の制度ですと保険者努力支援制度で、国からお金をもらっている部分があって、それに対して、それが来ないということになると全体の会計に影響を及ぼすもので、これを全部、例えば子供の分ということになりますと、額も多額になってくることがあった……

○8番【中村勝明君】 試算は、試算。再質問で。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 そういったことも考えなければいけないので、村としては全国一律に、今回は、来年度は未収額に係る分というものの5割というのがありますので、それに従ってやっていきたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 お言葉ですが、今の答弁はまずいです。それに従ってやる、それは国の制度でしょう。全国、宮古市、陸前高田だって、この国の制度分は差っ引かれるわけです、独自判断は。それに従ってやるというと、どういうことですか、村独自で何かやる考えですか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 村独自でということでは行わない予定です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 つまり私は、すぐ答えていただきたいわけですが、保険者努力支援制度でも減算対象となる可能性があることから、均等割免除をやらないという答弁なのです、これを解釈すれば。つまり可能性がないのであればやるということですか、繰り返しますが。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 全体に影響することから、やはり減算対象にならないようにしたいということもありますし、どこの市町村ということはないのですけれども、その可能性ということに対しては実際なっているところがあるということでのお話でありますので、ご了承願います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今回定例会2回目、村長は2回目でありますから、この問題は予算審査まで保留したいと思います。村長からもご意見を本当は本会議、一般質問に関する、その補正審議でありますから、村長からも見解を欲しいところですが、3月定例会に譲りたいと思います。

そこで、さっき午後と言いましたが、私は福島原発の、こだわって恐縮ですが、この汚染水、あれはよく新聞等でも処理水というふうに書かれているのですか、ALPS処理水。処理水ではないですよ、断定はできませんが。汚染水なのです、放射能が混ざった。トリチウムというの、ストロンチウム等々、汚染水なのです。村長、どう考えていますか。処理水ではないですよ、汚染水。村長というより課長でもいい。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時45分）

再開（午前11時47分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 これは、私のところで調べたわけでもございませんが、国のほうの説明を聞いている限りですけれども、第一原発の中でデブリというのに当たったのとか、冷やしたものが汚染水としてたまったものを多角的除去装置とかというので処理したものがALPS処理水だという話になっておりますので、それについて私のところで、それは汚染だとか処理だと

かということは、ちょっと明言はできないものです。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 汚染水、処理水にこだわっても、これは議長が指摘するとおり、これ以上こだわられません。要は海洋放出をやめさせればいい、それが目的でありますから、その点では議長におわび申し上げておきたいと思います。

いずれにしても新村長の態度、私、一般質問でも確認したのですが、まず9月定例会の新村長の答弁のとおり、今度の一般質問の通告に対する答弁書には書かれていなかったために、再質問で9月議会同様、断固反対の態度に変わりはないか聞きましたらば、全くその姿勢に変化はありませんという答弁でした。それでよろしいですね。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 それで結構でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 ここまで踏み込めば、また議長から注意を受けるような気もするのですが、ただやっぱり運動を強めるには、ALPS処理水、原発の問題についてもそうなのですが、どんな場合であっても現状をどう見るか。本当の福島原発の実態をなるべく自分のものにして、汚染水がどういう格好で、処理水でもいいですが、太平洋に流れるか、それらを可能な限り事実と道理に基づいて自分のものにして、こういう本会議でもお互いに現状認識をしっかり把握する努力こそが当局にも議会にも求められており、私にももちろん求められていると思うのです。その点では、担当課、村長、よく聞いていただきたいわけですが、今の福島原発の汚染水、ALPS処理水をためているタンク、これが誠に小さいのです。1,000トンクラス。久慈市にあります石油備蓄基地、あれは何万トンのタンクなのです。つまり東電も、国も、経済産業省も、所管する省庁も全く小さなタンクで、これ以上はためることができないという判断で太平洋に流す、そういうふうの説明を受けてきましたか、盛岡の説明会で。課長。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 そのとおりです。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 つまり認めました。あのタンクは小さ過ぎるのです。それであっぴあっぴの状態、太平洋に流すなんて考えられません。しかも、私、宮古市議会を傍聴したのですが、トリチウムを汚染水から引き離す、分離する科学的な根拠を、ロシアでしたか、どこかの国で科学的な論拠、科学的に処理できるという、分解できる、できているそうです。聞いたことがありますか、村長。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時53分）

再開（午前 11 時 53 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 すみません、理解しておりませんでした。

○議長【鈴木隆昭君】 8 番、中村勝明君。

○8 番【中村勝明君】 これは、議長、注意もらいながら大分頑張って、午前中、これでやめますが、ぜひ現状認識を科学的なものから何から何まで、私たち住民、漁民に責任を持っている立場でありますから、特に村長はそうです。担当課もそうだと思うのです、本当に。議員はもちろん。そのために私は今聞いているのです。もしそういう情報を得ていないのであれば、そういう情報を得るための努力をしてください。どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 54 分）

再開（午前 11 時 55 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 私も新聞報道等を注視してきたつもりではございますけれども、そういうトリチウムでしたか、それを除去できる手法があるということはちょっと見逃したのかもしれませんが、知りませんでした。

○議長【鈴木隆昭君】 8 番、中村勝明君。

○8 番【中村勝明君】 午前中、これでやめます。

（休憩の声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 昼食のため 1 時まで休憩いたします。

休憩（午前 11 時 55 分）

再開（午後 零時 56 分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。

7 番、上山明美さん。

○7 番【上山明美君】 一般質問でも取り上げました、今回も予防接種の予算とか取ってあるわけですが、コロナのワクチン予防接種について、ちょっと二、三確認したいと思います。

まずは、今の段階でコロナのワクチンは全然村のほうには入っていない、在庫がないというこ

とでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 そのとおりでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 そうすると、今の段階でいつ頃には何バイアル入るとかというふうな予定とか見通し等は立っているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 ワクチンの入荷見込みですけれども、今年中にある程度数は入ることにはなっておりまして、それをまた今までですと各市町村に1箱ずつやっていたのですが、それを小分けにして、ほかのところにも回せるような感じで県では考えているようでして、その詳細についてはちょっとあれですけれども、今年中には来る予定にはなっております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 では、ワクチンがないと、まず何も始まらないわけですがけれども、ワクチンを2回接種して、3回目の対象となる方というのは本村では何名くらいいるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木健康福祉課主任主査。

○健康福祉課主任主査【佐々木和也君】 お答えします。

今現在2回接種終了している方が2,586人となっておりますので、3回目の接種もその方たちが対象になろうかと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 そういった方々がまず対象で、全部受けられるというふうなのを想定して、ワクチンが、まず数が確保されて、国の方針等々で8か月以上、8か月という間隔が6か月、さらに前倒しをしてというようなことになった場合には、村としてはそれに対応する能力というか、対応はできますでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えします。

まずは、先ほどの2回接種の関係ですけれども、2回接種はさっき申し上げたとおりに2,586人なのですけれども、今回3回目18歳以上ということなので、だから127人減ります。ということで、ちょっと修正させていただきます。

それと、前倒しできるかという話なのですけれども、前倒しの条件としては高齢者施設とか、あとは医療従事者ということになっていまして、拡大して対応できないようなとか、ちょっと条件がついているものでして、今のところは一般と同じようにやろうかということでは考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 私も県内の、これからオミクロンがどんな感じだということがちょっとよく分かりませんが、今の県内と管内、村内の状況を見ていると、そうそう慌ててやらなくてもいいのかなというのは私も個人的に思っていて、とにかくワクチンがある程度確保できて、最初の方々にしっかりやれるというふうなのを構築してからでもいいのかなという感は持っております。1回目、2回目の予防接種も、どこよりも早く田野畑村では対応していただいて、いろいろ毎回検討しながらスムーズに進んだと思うので、そういうのを踏まえて3回目に対応していただければと思います。

それに関連するのかどうかちょっと確認したくて、タブレットだと44ページになります。紙だと、予算書だと19ページです。8款土木費の工事請負で、思惟エリアの一体整備工事で、これが空調機器の整備とかというふうになっているみたいなのですが、これというのはコロナ関係で空調を整備するとか、そういうものなのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 タブレット44ページの思惟エリア（道の駅たのはた）一体整備工事でございますが、エアコンの設置ということで、当初建築で空調がついていなかったということ、実際に夏を過ごしてみて、やはりどうしてもエアコンが必要だろうというようなことでエアコンを設定する購入費ということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 エアコンは、夏は暑かったなということなのですが、例えば今空気清浄するとか、あとは暖房とかのほうにも対応できるとか、そういうふうなエアコンなのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 道の駅の暖房は床暖房ということになっておりましたので、空調機器なので、寒いも暑いも出るとは思いますが、基本的に冬は床暖ということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 空調とはまた別に、コロナの関係で、冬になってくると今までとは違って換気がおろそかになるのではないのか、寒いですから。戸を開けてある程度、15分間換気とかというのがなかなかできなくなるのではないのかということで、これはお店とかそういうところでも、やっぱりお客さんがいるときに換気だからといって寒くするのみな、飲食業とかいろいろそういうのは冬からは問題になるのではないのか、問題にはなっているわけなのですが、道の駅としてはコロナの対策として換気ということについて、冬の期間の換気ということについてはどのような対策を取るのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 今の現状でもそうですけれども、寒くても換気をしておりますの

で、当然不特定多数の人が集まる施設でございますので、寒いのはちょっと我慢してもらって、運営者のほうでそれぞれ定期的に換気を行っていくということにしております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 今もこういう感じで、少し寒いかもしれませんが、注意して行っていますということを周知徹底していただければ、皆さん理解していただけるものと思います。やっぱり道の駅は核となる大事なところなので、お客様はもちろんですけれども、そういうコロナの対策というのでも徹底して私たちお迎えしていますということが大事だと思うので、その辺につきましては今までどおりよろしくお願ひしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○7番【上山明美君】 いいです。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 今の道の駅の関連なのですけれども、空調設備でエアコンつけるということは聞きました。財源的にも794万9,000円、それでどれぐらいの規模のエアコンをつけようとしているのか。

それと、道の駅の平米数、建物はかなり大きい建物なのですが、それに能力が間に合うようなエアコンの設備なのかどうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 エアコンの設置費は約1,400万円程度を見込んでおまして、その不足分を今回補正したいということでございます。規模的な話になりますが、道の駅の電気工事等を請け負った業者さんと相談して……すみません、エアコンの大きさなのですが、据置型というやつを1つと、あとは壁かけ式というやつを4つほど、室内機になりますが、それを設置することにしております。規模的には、先ほどちょっと申しましたが、道の駅を施工した電気工事屋さん等と協議をしまして検討しているということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 エアコン設置するに、建物の大きさに対してどれぐらいの能力があればいいかというのまで計算して設置するのだと思います。それで、エアコンの種類なんていうのは電気なのか、ガス管なのか、その辺。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時07分）

再開（午後 1時07分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 電源は電気でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 能力はいいですか。

4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 エアコンは電気化だとなれば、今道の駅に引いている電気の能力、それがエアコンを使用した場合に電気は大丈夫なのかどうか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

設定条件としましては、外気温31.5度、湿度63%で、室内を26度程度に管理するという事で電気等も計算しておりまして、今課長のご説明にありました台数で賄えるということでやっております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 今温度、26度という答弁なのですけれども、夏場は26度で抑えるというお話ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

外気温31度なので、体感温度、室内に入りまして同等の温度ではない、今エアコン等の空調も電気代節約のためにいろいろ内部の温度もそれぐらいに設定しておりますので、一般にお客さん等にも協力していただきながら、過ごしやすい温度ということで設定しております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 お客さんが過ごしやすい温度、言葉はいいのですけれども、外の温度と中の温度がどれぐらいの差があれば過ごしやすいというのは大体決まっていると思うのです。ですから、エアコンかけたときに最低どれぐらいまで温度を下げられるのかというのまで把握して取り付けたほうがいいと思うのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

確かに温度的に下げることが可能です。ただ、立ち上がりの電気消費量と、あとは通常の温度管理というところで、仮に26度を設定しております。その場合のその温度まで下がる時間とか消費量を一応計算してまして、それ以上下げることが可能ということでやっておりますが、通常の電気の計算等を行うために立ち上がり温度、その温度まで下げということを主として計算して設置いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 器具を使うときに、必要なときに使用するというのではなくて、1日とか2日とかの長期間に関わって使用したほうが電力の使用料が安くなるという話なのですけれど

も、その辺はどのように考えていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

電気の立ち上がりということ、電気料のことなのですけれども、先ほどのお話のとおりで、今回26度に設定しまして、ある一定温度をずっと保つということで計算しております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 道の駅の国道分岐点から駅前広場までの除雪体制ですか、除雪の責任分担はどのように決まっていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 除雪の関係でお答えしますが、国の部分と村の部分であそこの道路部分が区分されております。それで、除雪についての関係は国のほうと協議をしまして、国のほうは沿岸道路も具体的にやらねばならない、45号もやらなければならないというようなことがありますので、村内の業者のほうで管轄する範囲を、45号から道の駅の入り口のところまでは村のほうでやるというふうなことで協議しております。そして、道の駅の思惟の風の建物の前は、思惟の風の関係のほうでそれは除雪していく。それは委託をするか、自前でやるかというのはあるのですけれども、道路部分については道路管理者のほうで除雪していきますというふうな区分になっております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 駅前広場が、夏場は非常にコンパクトで使いやすいのですが、やはり冬期間を考えると、いろんなポールがあったり、非常に除雪の作業的には不便な場所ですよ。では、その雪をどこかに、どこの場所に持っていくかということ、海側には階段がありますし、あそこは塞ぎませんし、山際もいろんな構造物があったり、フェンスがあったり、非常に冬期間だけを見ると不便な構造になっているような感じがするのですが、やはりあそこは小さな除雪機1台は常設、冬期間だけでも置いておくべきではないのでしょうか、いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

道の駅の先ほどのポールとかというお話のほうからですが、一応今除雪のこともありますので、除雪作業しやすいように固定物は極力少なくしておりまして、仮のポールということでやっております。なので、一度に除雪するために押せるような形は取っておりました。また、排雪場所に限りましては、各駐車場の裏側に少し広めにスペースを取っておる場所と三陸沿岸道路側に堆雪のためのスペースは一応確保しておりました。

また、先ほどの小さな除雪機というお話でしたが、そのとおりでございまして、除雪の状況を見ながら考えていきたいなと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 分かりました。階段とか歩道が結構勾配のある場所なのです。ですから、お客さん等の滑る等の事故等が生じないように融雪剤散布とか、いろんな面でより細やかな管理といたしましょうか、責任を持った管理をしていただかないと、身内だけの場所ではない、公共の場所ですので、何とかその辺は徹底して対処していただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。答弁を求めますか。

○5番【佐々木芳利君】 お願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

確かにお客様に対してのより細やかな配慮、除雪等は運営者のほうとお話ししながら、融雪剤に関しても委託金等の中で賄うということで、いろいろ検討しております。道の駅たのはた、冬場の集客のほうも上げていきたいと思いますので、その点に関しましては運営者の協力の下、お客様に対して使いやすいようにということで今後考えていきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 予算書で13ページなのですが、言わば福祉灯油90万円、これについてお伺いをしたいわけですが、今国会審議中なわけですが、福祉灯油としての国、県等、県は2分の1か、そして地方単独事業分として情報が来ていまして、全国で1兆2,000億円、そしてこの財源はどんなのに使うのが可能かといいますと、この1兆2,000億円については福祉灯油を含めた地方単独事業分ということで田野畑村にも来ると思うのです。そのほかに、国では原油価格の高騰対策に係る特別交付税措置を考えているようなのです。村内では、特養ホーム、保育所等、暖房費高騰分の助成も特別交付税措置をすると。漁業者等に対する燃油高騰分の助成も恐らく今度の補正で決まるのではないかなと私は思っているのですが、3月予算措置で考えているのかいないのか。特に今回は、福祉灯油90万円はおかげさまで補正措置されるわけですけれども、特養ホーム、保育所等、あとは漁業者支援については村としてどう考えているか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

まず、福祉灯油につきましては、今回補正で計上させていただきました。そのほかの原油高対策等について、まだ国のほうから具体的にどのようなことをするかというものが届いていないものですから、特にもしそういったことがあれば今後検討してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私には県会議員からファクスが……中央委員会だ、これは、03の。いずれそういうものがありそうですので、積極的に検討していただきたいと思います。これは要望で。

以上。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットだと40ページです。予算書だと15になります。4款衛生費の一番下の診療諸費で、直診に繰出金がマイナスになっているのですけれども、ここのマイナスになった要因について説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

この減額については、コロナの予防接種の負担金、あとはこれをやるに当たって1日どれくらい促進してやったかというのが、それに対しての交付金がかかなりありまして、それによってこれくらい減額ということで、よかったなと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 増えたといったらコロナかなと私も思ったのですけれども、何かいつも赤字で、繰り出し、繰り出しだったのに、1,000万円もマイナスになっているから、コロナでよかったということはないですけれども、それなりに努力したということがここに表れてきたのだなということで、減額分は納得しました。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 予算書で4ページなのですが、債務負担行為、今回補正で見ているわけですが、その中の2番目、田野畑村役場公用車運転及び車両管理業務委託料、長期継続契約の関係だと思うのですが、債務負担行為として2年目なのです、今。それが3年目、5年までの債務負担行為。これはどうなのでしょう。担当課、どうお考えでしょうか。確かに長期継続契約で前村長からの引継事項だと思うのですが、毎日歩く方、今回の村長さんはそうではないというふうなスタイルなのですが、変更はないわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 これにつきましては、主に村長車の運転、それからそれがない場合は庁舎内外の様々な、言わば用務員的というか、修繕ですとかそういったものをお願いしております。これまでは単年度契約で、毎回登録業者の中から選定いたしまして、見積りを徴収していたということでございます。ただ、ほかの業務と同じように年度当初から業務、村長業務がいろいろあるものですから、そこに支障がないような形ということで、今回初めて長期継続契約ということで現在お願いしているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 これは、例えば福利厚生費とかいろいろ残業手当みたいな感じがあると思いますが、そういったものも含んだ数字と見てよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 村のほうで直接雇用ではございませんので、全て契約者側ということになりますが、ただ時間外につきましては当初見ている部分と、それからそれにカバーできない部分については、村のほうで時間外部分についてはお支払いするというような形になろうかと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 そうしますと、この金額は行政と職員派遣の事業者との契約部分の金額という観点になるわけですね。違いますか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 村と対委託業者との契約……

○5番【佐々木芳利君】 業者との金額。

○総務課長【工藤光幸君】 その上限といいますか、そういう金額での。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 予算書の25ページなのですが、一般職の総括、その下に給料等、ここに補正計上、説明がなされているわけですが、110人という一般職の総数なわけですが、会計年度任用職員以外の職員は54名、前の言葉では正職員、そして56人が会計年度任用職員、昔流に言いますと臨時職員、社会福祉協議会に採用されている保育士、児童厚生員、それとまだ1人か何人かは村直営の正職員が、保育士、いると思うのですが、社会福祉協議会の職員と保育士に限って質問したいわけですが、何から何まで全く同じ給与体系であるかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。同じであるべきだという考えに立っての質問です。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時26分）

再開（午後 1時26分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 今お話しのとおり社協の関係の保育士1人は村の正職員ということですので、その方につきましては社会福祉協議会のほうで雇用している部分でございますので、詳しくそのとか、村と全く一緒かというところは、ちょっとこちらでは把握してございません。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 村の施設で働いている職員、同じ職務を……勤務年数にもよるのですが、同じ勤務年数であれば私は同じであるべきだと思うのです。そうになっているかいなか、お聞かせをいただきたいと思えます。後でもいいです、今答弁できなければ。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 詳しい勤務体系と申しますか、その待遇につきましては、社会福祉協議会のほうに確認しないと、ちょっとここでは答弁いたしかねますので、申し訳ございません、ご了承ください。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 そもそも就学前の子供たちに対する保育、これはどう考えたって村の責任なのです、運用から運営全部。そして、何かあれば社協の責任というよりも、最終責任は村長にあると思うのです。3月定例会までに、もし格差があるようであればまずいという判断で私はあえて指摘しておりますので、そこは格差があれば是正するというのもどういう状況になっているか教えていただきたいと同時に、もし格差があるのであれば、それは是正すべきだということを併せて申し上げておきたいと思えます。要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 タブレット38ページ、保健センター等排水管改修工事とあるのですが、これの詳しい説明をお願いしたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えします。

この排水管は、最初寿生会設置のときに作った排水管が道路を横断して沢側に延びていますが、これは地権者さんと相談して、今埋設でやっていたのですが、それを露出にして、別なルートで通すということでこの工事を考えたものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 結局今排水管が埋設してあって、それを利用しているわけですか。それを改修して別のルートを通してやるということは、今の地権者と話合いがつかなかったということですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 今あるルートを別なルートにしてほしいという申出もありまして、それで寿生会、また村として協議した結果、それぞれ浄化槽の人槽割とかで負担し合うということで、この工事費ものせていますけれども、歳入側にも寿生会の負担というのでも計上しております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 当初排水管を埋設するときに何年間とか何かと契約を決めて借りたものではないのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 これは、地権者さんのほう、替わられていまして、前の地権者さんにも聞いてみたのですけれども、村のほうでも見てみたのですが、前の契約がありませんで、そ

れもあって新しいルートを通すということをやったものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 前の人との契約には期限がなかったということなのですが、では今度のルートを変更した場合は何年間借地として借りていく予定なのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 今度は契約をして、考えているのというか、皆さんで協議したのは使用貸借で、その排水管がある期間はずっと借りることにしております。そういう契約をしようとしております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 借りる期間がずっとというのは、今排水管が埋設しているところだっけと借りる予定だったと思うのです。でも、そのことによって、地権者が替わったことによって、こういうような工事をしなければならなくなったと思うのです。ですから、今度もずっと借りると言葉で言ったって、また同じようなことになりかねないと思うのですけれども、その辺は。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 先ほど申し上げて、前の契約がちょっとなかったものですから、今回きちんと契約書を交わして、ルートを変えて通してもらおうところについては、地権者が替わってもきちんと通して、次の人にそういう権利義務を継承してもらおうという契約にして、ずっと使えるようにということで申し合わせております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 これは地上排水ですか、それとも埋設排水ですか。

それから、もう一点は流末ですか、最終地点はどの地点になりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 今現在は埋設で、今度管理しやすいようにということで、露出で考えております。地上配管になります。一部は、道路側のほうは埋まることはありますけれども、大体は下がっていくのはそのように露出でいきたいと考えております。それで、終末は今川に、一番下の川のところ、流れているのですけれども、そこから少しだけ、若干下流側になるぐらいで、場所がそんなに変わりはありません。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 そうしますと、河川に排出という認識でよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 そのとおり、今までどおりと同じ河川、流れることになります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 補正の最後の質問をさせていただきたいわけですが、政策推進課長に確認の

意味で質問させていただきたいわけですが、いつもは歯切れのいい答弁で有名な課長なのですが、尾肝要産直の特産品加工場については、何か聞いていて、いつもとは少し違うと思いましたが、正直に。運用開始はいつでしょうか。一般質問で答えてもらったような気もするのですが、ちょっと聞き漏らしましたので、歯切れのいいものをお聞かせいただきたいわけです。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 地域の加工場、尾肝要産直の話ですが、質問がありまして、運営はいつからかという話の後で、建物ができてからというように答えたのですが、ちょっと理解力不足であったかなというふうに思います。実際の運営は、思惟の風のほうでやる形にはなるのですが、当然施設ができる前から、どのような形で運営しようかというのは前から検討、準備は進めています。具体的には専門のアドバイザーの方からいろいろ指導をいただいたりとかして、どのような食材加工をするとか、どのような形、売る際にしてもどういう販路でやるか、またはパッケージをどうするかとか、いろんなものを現在検討して進めているというような状況でございまして、運営は既に始まっているというふうに解釈していただければと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 でも、今の答弁を私なりに解釈すれば運営開始は既に始まっていると。そうすると、雇用は新しく誰々、始まっていると言われても、始まっているのであれば、そのような付随した答弁が当然来ると思うのですが、公募、募集をかけるのはいつですか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 施設ができて、はい、ではすぐ物を加工して、はい、物ができましたというような、そういったイメージではなくて、それぞれの加工したい商品によってどのような人数が必要とか、どういうスキルのもが必要とかというようなものがありますので、建物ができて、はい、何名採用しますとかというような状況ではないということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 そこがよく分からないのです。でも、百歩譲って予算委員会の中で、何か月かすれば来ますので、やむを得ないのかなという思いもあるのですが、そうすると村長答弁で強調しておりました専門アドバイザー、今も答弁で専門アドバイザーの指導を得ているという答弁、今さっきありました。専門アドバイザーというのは、どなたを予定しているのですか。予定というか、どなたでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 畑山政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【畑山 譲君】 ただいまの質問にお答えいたします。

運営者側で、業務委託で勉強会ということでセミナーを行っております。そこで、アドバイザーとして県のプロフェッショナルアドバイザー、あと岩手県の元臨時の教授をされていた方で、株式会社パイロットフィッシュの五日市さんを既にお願ひしまして、1回目のセミナーを終えて

いるところであります。あと5回、勉強会を続けていく予定になります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 事務的なことでありますから、専門アドバイザーについては後で行って教えていただきたいと思います。大体納得できるかどうかは別として、村当局として考えているやりたい抱負等は見えてきましたので、これは実は前村長のとき予算委員会を、予算も否決してまで大問題になった道の駅でありますから、それでも全議員が一致をして村長に要望書も突きつけてのことでもありますから、新村長の下でどんなことがあっても成功しなければならない事業でありますから、今も真剣なようではありますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第12号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第13、議案第13号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット59ページを御覧ください。議案第13号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

歳入歳出の補正ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,345万4,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,948万9,000円とするものでございます。

タブレット79ページ、予算書の11ページを御覧ください。国保会計補正予算の主なものについ

てのみご説明いたします。直営診療施設勘定の歳入ですが、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金ですが、医科の一般繰入金を1,301万4,000円減額、歯科につきましては60万円を増額し、合わせて1,241万4,000円減額計上しております。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入ですが、医科の新型コロナウイルスワクチン個別接種に伴う委託料でございます促進交付金として1,339万7,000円追加計上しております。

歳出につきましては、割愛させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 直営診療所ではない事業勘定のほうの6ページですが、予算書。総合保健施設管理費の需用費、修繕費84万9,000円、これを説明していただきたいわけです。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 修繕費をお答えいたします

修繕は、総合保健施設に係る暖房機器の修理というものと、あとはボイラーの修繕が必要になったので、ボイラーの修繕ということになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 修繕費は私も聞こうと思っていたのですけれども、分かりました。

まず、その下の器具ですか、備品購入費についての説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

備品購入については、これはグループホームでテレビとか洗濯機、あとは乾燥機といったところの入替えが必要な部分、あとは生活支援ハウスの冷蔵庫、洗濯機という部分で入替えが必要だった部分です。なお、先ほど、すみません、修繕のところは施設全体に係るボイラーとか暖房なので、どっちの施設というのではなくて、その一体のものとなっておりますので、すみません、申し添えます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 すみません、ちょっと前も確認したのかと思うのですけれども、結局建物もたってくれば劣化するし、キッチンもということなのですかけれども、ここの施設について、冷蔵庫が入れば、もしかしてこれは10年後には買い換えなければならないとか、屋根はこうしなければならぬとか、問合せをしなければならないというような施設に関する管理の買換えの時期ですか。あと10年たったら冷蔵庫は2個買い換えなければならないかもしれないというような、そういうふうな施設管理の計画というのは立てているものなのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 細かくは立ててはおりませんが、その都度経年劣化で冷蔵庫とかでも家電製品というのは何年もつかというのは、耐用年数、大体あるにしても、やっぱり延ばすものは延ばして、あとはそれにいかなくても壊れてしまうというのがありますので、そういったところは施設というか、寿生会と相談して、村のほうで修繕とか入替え、あとは建物に係る部分というのは村が大体やることに決めておりますので、そういったことでやっていきたいと思いますが、大体大きいのがかかるときには、前もってこういうのが必要になりそうだというのは、話は受けてやっております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ずっとあると急に何があるかというのも分からないことですが、やっぱり小まめに見てメンテナンスしてというのがないと、ボイラーとか途中で壊れてというような感じになると、利用している方々へ大きく影響する部分もあるので、そこのメンテナンスとかそういうふうなこととか、あとはやっぱりかかりそうだからというふうなことにしましては、前もって迷惑がかからないように運用とか進めていただきたいなと思います。要望です。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第13号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第14、議案第14号 令和3年度田野畑村下水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット81ページを御覧ください。議案第14号 令和3年度田野畑村下水道特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,470万5,000円とするものでございます。

なお、内容につきましては割愛させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩します。

休憩（午後 1時49分）

再開（午後 1時49分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 失礼いたしました。予算書5ページを御覧ください。1款事業収入、1項事業収入、1目営業収入、1節下水道施設使用料現年度分でございますが、77万6,000円追加計上してございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金でございますが、82万4,000円を計上してございます。

次のページをお開きください。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、2目施設管理費、10節需用費でございますが、ポンプの修繕として160万円追加計上してございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 今説明がありましたタブレットだと90ページで、予算書だと6ページのポンプの修繕費なのですけれども、施設のどこでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 お答えいたします。

村道平井賀線という村道の中で、そしてハイベ線に取り付くところの末端、処理場を過ぎた末端のほうになるのですが、そこのところに中継のマンホールポンプというのがあります。これは、そこまで行った汚水を処理場のほうに中継するという、そういうポンプであります。このポンプのところがちょうどというか、定期的に検査をすると、だんだん寿命が近づいてきている。要するに耐用年数が15年なのですけれども、今ちょうど15年目、16年目に入ったということで、そこで不具合が生じてきているので、そのポンプを今回修繕をお願いしたいという案件であります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 年数もたっていて不具合がということなのですけれども、今現在稼働している分では大きく何か影響しているということはないわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 大きく今これが止まっているという、そういうものではないです

が、その故障がいつ来てもおかしくないという、そういう時期であるということです。そのためいつ止まるか分からないということに対しての対応をしたいということで、補正をいただいて実施していきたいというものであります。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第14号 令和3年度田野畑村下水道特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第15、議案第15号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット91ページを御覧ください。議案第15号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第2号)をご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ815万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,042万1,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,175万1,000円とするものでございます。

保険事業勘定ですが、タブレット101ページ、予算書5ページを御覧ください。歳入の主なものについてご説明いたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節介護給付費負担金ですが、120万円追加計上しております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節介護給付費交付金を162万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。8款繰入金、2項繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金ですが、171万7,000円を追加計上しております。

次のページを御覧ください。歳出でございますが、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、18節負担金補助及び交付金ですが、居宅介護サービス給付費として500万円追加計上しております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金補助及び交付金ですが、介護予防・生活支援サービス事業費として200万円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第15号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩(午後 1時55分)

再開(午後 1時57分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の追加についてお諮りいたします。

令和元年台風19号災害復興特別委員会委員長、新役場庁舎建設特別委員会委員長からそれぞれ追加日程1件が提出されております。また、議員派遣についても議題といたしたく、これらを日程に追加し、議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

委員会の閉会中の継続審査の件(令和元年台風19号災害復興特別委員会)、委員会の閉会中の継続審査の件(新役場庁舎建設特別委員会)、議員派遣についてをそれぞれ追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（令和元年台風19号災害復興特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第1、委員会の閉会中の継続審査の件（令和元年台風19号災害復興特別委員会）を議題といたします。

令和元年台風19号災害復興特別委員会委員長より、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第2、委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）を議題といたします。

新役場庁舎建設特別委員会委員長より、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり、次期定例会までに予定されております各種会議、研修会等に本議会の議員を派遣することとし、また議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合、その都度議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、各種会議、研修会等への議員派遣についてはそのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

令和3年第9回田野畑村議会定例会を閉会といたします。

(午後 2時00分)